

議案第68号

第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画を変更することについて

第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画を別紙のとおり変更したいので、朝来市議会の議決に付すべき事件等に関する条例（平成21年朝来市条例第17号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

朝来市長 藤岡 勇

提案理由要旨

児童福祉法等の改正に伴い第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画の内容を変更するため、議会の議決を求めるものです。

令和7年11月

第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画（変更）

兵庫県朝来市

変更箇所 (変更の章、頁)	変更後	変更前	備考
第5章 教育・保育の内 容と提供体制 P 46	<p>1 教育・保育提供区域の設定</p> <p>子ども・子育て支援法により、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（令和7年度は乳児等通園支援事業含む）の提供にあたっては、<u>教育・保育提供区域</u>を定めることが規定されています。</p> <p>区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があり、本市では各事業の実施状況も踏まえ、次のように教育・保育提供区域を設定します。</p> <p><u>なお、令和8年度から新たな給付事業として乳児等通園支援事業を実施しますが、教育・保育提供区域は、（1）教育・保育と共に区域設定とします。</u></p>	<p>1 教育・保育提供区域の設定</p> <p>子ども・子育て支援法により、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたっては、「<u>教育・保育提供区域</u>」を定めることが規定されています。</p> <p>区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があり、本市では各事業の実施状況も踏まえ、次のように教育・保育提供区域を設定します。</p>	

令和7年11月

第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画（変更）

兵庫県朝来市

変更箇所 (変更の章、頁)	変更後	変更前	備考																																																																		
第5章 教育・保育の内 容と提供体制 P 48～P 50	<p>2 教育・保育の量の見込みと確保の内容 (略)</p> <p>(2) 年度ごとの量の見込みと確保の内容 (略)</p> <p>②令和8(2026)年度～⑤令和11(2029)年度 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定区分</th> <th rowspan="2">1号 認定</th> <th colspan="2">2号認定</th> <th colspan="2">3号認定</th> </tr> <tr> <th>教育 利用</th> <th>保育 利用</th> <th>0歳</th> <th>1歳・ 2歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確 保 の 内 容</td> <td>(略)</td> <td>地域 型保 育事 業</td> <td>小規模 保育事 業</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	認定区分	1号 認定	2号認定		3号認定		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳・ 2歳	(略)						確 保 の 内 容	(略)	地域 型保 育事 業	小規模 保育事 業	—	0	(略)	(略)	(略)	(略)	0	(略)						<p>2 教育・保育の量の見込みと確保の内容 (略)</p> <p>(2) 年度ごとの量の見込みと確保の内容 (略)</p> <p>②令和8(2026)年度～⑤令和11(2029)年度 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定区分</th> <th rowspan="2">1号 認定</th> <th colspan="2">2号認定</th> <th colspan="2">3号認定</th> </tr> <tr> <th>教育 利用</th> <th>保育 利用</th> <th>0歳</th> <th>1歳・ 2歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確 保 の 内 容</td> <td>(略)</td> <td>地域 型保 育事 業</td> <td>小規模 保育事 業</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	認定区分	1号 認定	2号認定		3号認定		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳・ 2歳	(略)						確 保 の 内 容	(略)	地域 型保 育事 業	小規模 保育事 業	—	0	(略)	(略)	(略)	(略)	0	(略)						
認定区分	1号 認定			2号認定		3号認定																																																															
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳・ 2歳																																																																
(略)																																																																					
確 保 の 内 容	(略)	地域 型保 育事 業	小規模 保育事 業	—	0																																																																
	(略)	(略)	(略)	(略)	0																																																																
(略)																																																																					
認定区分	1号 認定	2号認定		3号認定																																																																	
		教育 利用	保育 利用	0歳	1歳・ 2歳																																																																
(略)																																																																					
確 保 の 内 容	(略)	地域 型保 育事 業	小規模 保育事 業	—	0																																																																
	(略)	(略)	(略)	(略)	0																																																																
(略)																																																																					

令和7年11月

第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画（変更）

兵庫県朝来市

変更箇所 (変更の章、頁)	変更後	変更前	備考
第5章 教育・保育の内 容と提供体制 P 58	<p>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保 の内容 (略)</p> <p>(13)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規】 (略)</p> <p>① 基本的な考え方 量の見込みについては、国が示す算出方法により算 出しています。 令和8年度からの事業実施に向けて、市内13か所の 認定こども園、保育園において見込み人数の受け入れ が確保できるよう、必要に応じた保育士の確保等、実 施体制を整備していきます。 <u>なお、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく 地域子ども・子育て支援事業として制度化されまし たが、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新 たな給付事業として実施します。</u></p>	<p>3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保 の内容 (略)</p> <p>(13)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規】 (略)</p> <p>① 基本的な考え方 量の見込みについては、国が示す算出方法により算 出しています。 令和8年度からの事業実施に向けて、市内13か所の 認定こども園、保育園において見込み人数の受け入れ が確保できるよう、必要に応じた保育士の確保等、実 施体制を整備していきます。</p>	

令和7年11月

第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画（変更）

兵庫県朝来市

変更箇所 (変更の章、頁)	変更後	変更前	備考
第5章 教育・保育の内 容と提供体制 P 60	<p>4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保</p> <p>幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な期間であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。</p> <p>本市では、現在、公立の認定こども園、民間の認定こども園・保育園が運営されています。今後とも、これまで培われてきた知識・技能を生かし、質の高い教育・保育の提供に努めています。</p> <p>また、教育・保育過程の毎年度の改訂や幼小連携に向けた合同研修会の実施等、教育・保育の一体的な運営の推進を図るとともに、公立の認定こども園、民間の認定こども園・保育園及び小学校の各施設間の情報共有や交流活動等の実施等、より多角的な連携に努めています。</p> <p><u>なお、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業では、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支</u></p>	<p>4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保</p> <p>幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な期間であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。</p> <p>本市では、現在、公立の認定こども園、民間の認定こども園・保育園が運営されています。今後とも、これまで培われてきた知識・技能を生かし、質の高い教育・保育の提供に努めています。</p> <p>また、教育・保育過程の毎年度の改訂や幼小連携に向けた合同研修会の実施等、教育・保育の一体的な運営の推進を図るとともに、公立の認定こども園、民間の認定こども園・保育園及び小学校の各施設間の情報共有や交流活動等の実施等、より多角的な連携に努めています。</p>	

援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、
乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報
を共有することができる体制を整備します。